

# 小城市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
小城市教育委員会

# 目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

# 1. 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、教職員が健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、教育活動の質を維持・向上させることを目的とする。

この計画の実施を通じて、教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協働しながら、組織全体として学校における働き方改革をより一層推進し、教職員の健康及び福祉の確保を図ることで、教育現場における業務の効率化と教育の質の向上を目指し、持続可能な教育環境を実現していく。

## (2) 本市の現状

○本市では、令和2年3月に、「小城市立小中学校の教職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、小城市立小中学校の教職員の月間平均時間外在校等時間数を月45時間、年間360時間を超えないようにすることを目指してきた。こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりであった。

### 【令和4年度～令和6年度の時間外在校等時間の状況】

#### (小学校)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
月間平均時間外	月 40.2 時間	月 38.4 時間	月 30.8 時間
月 45 時間を上回る割合	35.7%	33.6%	11.1%
月 80 時間を上回る割合	0%	0%	0%

#### (中学校)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
月間平均時間外	月 59.1 時間	月 52.7 時間	月 40.5 時間
月 45 時間を上回る割合	76.6%	67.3%	43.2%
月 80 時間を上回る割合	15.7%	9.1%	0%

○小城市全体の教職員の年間の月間平均時間外在校等時間は、年々減少傾向にあり、令和6年度は小学校中学校ともに45時間を下回っている。しかし、月間の時間外在校等時間が45時間を超える教職員は、小学校では約1割、中学校では約4割存在しており、依然として時間外在校等時間が長い教職員がいる。

特に中学校では、土日を含む部活動指導に要する時間が、時間外在校等時間が増加する大きな要因となっている。また、年度当初および年度末には、月の時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員が増加する傾向が見られる。

加えて、時間外在校等時間が長時間となる学校や教職員が固定化する傾向も見られる。

時間外在校等時間が長くなる要因は、業務量の多さに加え、授業に係る教材作成、不登校児童生徒への対応、いじめ防止対応、児童生徒の問題行動等に関連する保護者対応などが複合的に絡み合っており、一律に整理することが難しい。また、業務の特殊性により、特定の教職員に負担が集中しやすい傾向も見られる。学校・保護者・地域が連携・協働することにより、教育の質の向上に必要な時間的余裕を創出することが必要である。

以上を踏まえ、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において、目指す目標は、以下のとおりである。

- (1) 時間外在校等時間に関する目標
  - ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
  - ・ 1 年間時間外在校等時間の合計時間が 360 時間以下の割合を 100%にする。
  - ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を、小学校、中学校ともに 30 時間程度とする。
  
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
  - ・ 教職員一人当たりの年次有給休暇の取得日数を 14 日以上にする。
  - ・ ストレスチェックの高ストレス者の割合を 10%以下に減少させる。
  - ・ ストレスチェックの心理的な仕事の負担（質）（量）の項目で、全体の偏差値よりも良好な結果にさせる。
  - ・ ストレスチェックの「働きがい」「上司からの支援」「同僚からの支援」の項目で全体の偏差値よりも良好な結果にさせる。

## 3. 計画の期間

令和 8 年度 ～ 令和 11 年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

##### ◇登下校の通学路における日常的な見守り活動等

- ・地域の実情を踏まえ、児童生徒が登校する時間帯における通学路の見守り活動については、保護者や地域住民等の参画を得ながら推進する。

##### ◇放課後から夜間などにおける校外の見回り活動等

- ・放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者または地域住民その他の関係者が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは行わないこととする。

##### ◇地域学校連携協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・令和8年度に全小中学校へ学校運営協議会を設置し、円滑な運営体制を構築する。
- ・学校運営協議会の委員として小城市地域学校協働活動推進員等を配置し、関係者間の連絡調整等を行う。

##### ◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が市顧問弁護士等の専門家を活用できる環境を整備し、教育委員会等の行政機関の責任において、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### ◇調査・統計等への回答

- ・学校に送付される文書、照会、調査依頼等については、関係機関と連携しつつ、依頼件数や文書量の縮減に努める。
- ・文書配布や回答が必要なものについては、デジタル技術を活用して効率化を図るとともに、事務職員を中心に、校内での取りまとめ、回答作成、提出手続を実施する。

##### ◇学校広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・学校ウェブサイト等の作成・更新・管理にあたっては、教職員の負担軽減の観点から、ICT支援員や事務職員等が積極的に参画する。

- ・掲載内容の点検（個人情報、写真の扱い、表現の適切性等）を含め、校内の役割分担を明確化し、継続的に運用できる体制を整える。

◇ICT 機器・ネットワークの設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施する。

◇児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の安全確保については、学校の実情（校地の状況、児童生徒数、危険箇所等）を踏まえつつ、地域住民、見守りボランティア等の支援を得られるよう働きかけを行い、体制づくりを推進する。

◇部活動

- ・中学校部活動については、地域展開（地域移行）に向けた体制整備を計画的に推進し、指導に伴う教職員の負担軽減を図る。
- ・「県下一斉部活動休養日」および「小城市立中学校に係る部活動方針に沿った活動」の確実な実施を徹底する。
- ・管理職および教育委員会は、各部の活動日数・活動時間・休養日の取得状況等を継続的に把握し、必要に応じて指導・助言を行うことで、適正な部活動運営を推進する。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◇給食の時間における対応

- ・食に関する指導（栄養バランス、食物アレルギー理解、食習慣等）については、栄養教諭、養護教諭等が連携し、計画的に実施する。

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・教材等の準備、採点作業、評価資料の整理等の補助的業務については、デジタル技術や校務支援システムの機能を積極的に活用し、作業時間の縮減を図る。
- ・授業準備、学習評価及び成績処理に係る業務の効率化を図るため、ICT 支援員の配置・活用を促進し、教材作成支援、デジタル教材・学習アプリの活用支援、校務支援システムの運用支援（評価入力、帳票作成、データ整理等）を行うことで、教職員の事務負担の軽減を図る。
- ・連絡文書の配布や回答が必要な事項については、「小城市はなまる連絡帳」等を活用し、紙媒体中心の運用を見直すことで、教職員及び保護者双方の負担軽減につなげる。

◇学校行事の準備・運営

- ・学校行事の準備・運営にあたっては、教育的意義を踏まえつつ、内容や実施方法の精選を図る。
- ・受付、会場設営、誘導、安全確認等の業務については、学校ボランティア、保護者、地域住民等との協働を促進し、教職員が教育活動の中核業務に注力できる体制を整える。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・不登校、いじめ、問題行動、虐待が疑われる事案、家庭環境に起因する課題等、支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）・スクールサポーター等を積極的に活用する。
- ・子どもサポーター、学校生活支援員等の関係職員と教職員の協働を促進し、見守り、学習支援、保護者対応の補助等を役割に応じて整理することで、支援の質の向上と業務負担の軽減を図る。

◇体験的学習及び総合的な学習の時間に係る活動支援

- ・体験的学習及び総合的な学習の時間における学習活動の充実と、教職員の負担軽減を両立させるため、学校運営協議会の体制を活用し、学校運営協議会の委員として小城市地域学校協働活動推進員等を配置する。
- ・小城市地域学校協働活動推進員等は、地域団体、事業所、関係機関、保護者、学校ボランティア等との連絡調整や、学習活動に応じた地域人材の発掘・登録・マッチング、日程調整等を行い、学習活動が円滑に実施できるよう支援する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

◇時間外在校等時間の把握と改善

- ・教職員の時間外在校等時間の実態を正確に把握する。
- ・上限時間(月 45 時間)を超えた教職員については、要因を分析し、業務分担や業務内容の見直し等により改善を図る。

◇教育課程編成の適正化(授業時数の点検・校時表の適宜見直し)

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数及び週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう適切に設定する。
- ・標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合(例:小学校 4 年生以上で年間 1,086 単位時間以上)は、教育課程を見直す。

◇校務運営の精選・効率化と負担の平準化

- ・学校行事及び会議の精選・効率化に努める。
- ・特定の教職員に負担が集中しないよう、校務分掌の平準化を図る。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等は見直す。  
あわせて、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間を勤務時間内に設定する工夫など、日課表の改善を行う。

◇連絡業務のデジタル化の推進

- ・教師と保護者間、教師と児童生徒間及び学校内の連絡について、デジタル化を推進し、連絡業務の効率化を図る。

◇学校運営協議会の活用による体制整備

- ・学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民の理解・協力を得ながら取組を進めるための体制整備を推進する。

(3)教職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

◇医師による面接指導の実施

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対し、医師による面接指導を実施する。

◇勤務間インターバルの確保

- ・11時間を目安とした勤務間インターバルの確保に取り組む。

◇ストレスチェックの活用

- ・ストレスチェックの実施率100%を目指すとともに、実施後の集団分析結果等を活用し、職場環境の改善を推進する。

◇年次有給休暇の取得促進

- ・教職員一人当たりの年次有給休暇の取得日数を14日以上となるよう、学校に対し計画的な取得を促す。

◇定時退勤日及び学校閉庁日の実施

- ・定時退勤日(週1日)の実施を徹底する。
- ・夏季休業期間中に学校閉庁日を設定する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、教育委員会及び各学校は、以下のとおり進捗管理と改善を行う。

### ◇時間外在校等時間の定期的な把握・共有

- ・市内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を毎月把握し、毎月の校長研修会で共有する。
- ・また、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議等において報告する。

### ◇課題がある学校への指導・支援

- ・教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が認められる場合は、当該学校に聞き取りを行ったうえで、指導・助言及び必要な支援を実施する。

### ◇計画の周知

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて本計画の周知を行う。
- ・各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議内容も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を推進する。

### ◇保護者・地域への周知と協力の促進

- ・保護者及び地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行う。

### ◇委員会等を通じた継続的な検証・改善

- ・小城市多忙化対策委員会を開催し、各学校の取組状況や好事例の共有、課題の整理及び改善策の検討を行い、働き方改革の実効性向上に努める。
- ・小城市部活動検討委員会を開催し、部活動の適正化及び地域展開(地域移行)に向けた課題の整理と方策の検討を行い、部活動に係る教職員の負担軽減を推進する。